

# 平成30年度第2回 岡山県消費生活懇談会 議事概要

## 1 開催概要

### (1) 日時

平成30年11月20日(火) 13時30分から15時まで

### (2) 場所

ピュアリティまきび ルビーの間(岡山市北区下石井2-6-41)

### (3) 出席者

#### ア 消費者委員

太田直代委員、榊誠司委員、中園麻由美委員

#### イ 生産・流通関係者委員

北川貞子委員、同前裕一朗委員、富永時江委員、吉田公子委員

#### ウ 学識経験者委員

佐藤豊信委員(副会長)、佐藤洋子委員(会長)、三宅教之委員、薬師寺明子委員

#### エ 教育関係者委員

谷尚子委員、延原良明委員、松坂宏士委員、山田恵子委員

#### オ 事務局(岡山県)

和仁敏行県民生活部次長、山下祥嗣消費生活センター所長、森脇啓治くらし安全安心課長 ほか

## 2 開会

### (1) 岡山県県民生活部 和仁次長 挨拶

- ・ 県内の消費生活相談の状況は、昨年とほぼ同件数だが、メールやハガキによる架空請求詐欺の相談が依然として多い。
- ・ 架空請求詐欺への注意を促し、消費者ホットライン「188」の周知を図るため、県では、テレビやケーブルテレビ等でのCM放映、街頭啓発など、県民への啓発を行っている。
- ・ 民法の改正により平成34年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるが、若者が悪質商法など消費者トラブルに遭わないよう、高校などでの実践的な消費者教育が必要である。
- ・ 県では、県が開発した発達段階に応じた消費者教育用教材等を、学校教育において広く活用してもらうため、まずは、担い手である教職員を対象とした講座やセミナーを行っている。
- ・ 本日は忌たんのない御意見を伺いたい。

### (2) 事務局報告(懇談会開催要件等)

- ・ 19名中15名の委員の参加を頂いており、懇談会規則第6条に規定する開催要件、議決要件を満たしている。
- ・ 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開するが、本日は1名に傍聴いただいている。
- ・ 議事概要については、委員に確認を頂いた後、県ホームページで公開する。

## 3 議題

### (1) 第3次岡山県消費生活基本計画(変更)の素案について

会 長	本日の議題は1件である。事務局の説明の後、委員の皆さんの意見を伺いたい。
-----	--------------------------------------

事務局	<p>資料1により概要を説明（資料2・3を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な変更のポイントは、現計画の重点目標である「消費者教育の推進」を基本目標Ⅲに位置づけ、関連する四つの重点目標を設定するなど「消費者教育」を中心に見直し行うとともに、基本目標Ⅲ～Ⅴを通じて、施策の総合的・一体的な推進を図るもの。</li> <li>・ 計画期間中の重点施策である「消費者教育の推進」について、新たな目標値を設定する。 ※ 目標値（H32）：「実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合」100%</li> </ul> <p>（あわせて、前回の懇談会であった質問（「県全体でのトータルな観点から、どのように相談員などの人的資源を生かし、また、地域の見守りネットワークを機能させていくのか」）について、別紙「県域（地域）における消費者被害防止への対応力の向上」により説明）</p>
会 長	<p>次回の懇談会の時点では、ほぼ案が固まっており、修正が難しくなるので、具体的な御意見を頂いて反映できるのは、ほぼ今日が最後の機会となる。皆さんの忌たんのない意見を伺いたい。</p>
委 員	<p>最近の悪質商法は手口が巧妙になっており、消費者が被害に遭わないようにするためには、消費者教育の推進が鍵になる。消費者教育を推進していく上でポイントとなるのが、素案の中でも記述のある消費者教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）であり、国の基本方針でも「コーディネーターの育成」の項目があるが、コーディネーターやその育成について、どのような状況にあるのか。</p>
会 長	<p>コーディネーターについて、現状はどうなっていて、今後、育成などの予定があるのかという質問だ。</p>
事務局	<p>コーディネーターについて、国は、全都道府県・政令市に配置することを目指しているが、本県では、全国に先駆け、消費者教育推進計画を策定した平成26年度に配置し、以降、中心となって消費者教育を推進している。</p> <p>素案では25ページにその役割等を含め記載している。</p> <p>また、消費者教育を地域に展開していく上で、各市町村においても中心となる人材が必要と考えており、素案の28ページの「地域人材の育成」のところでも、消費者教育の進め方などに関する研修や地域の取組の支援などにより、市町村における消費者教育の推進役の育成を目指すことを記述している。市町村においては、専任のコーディネーターというのは難しいので、消費生活相談員などを、地域での推進役として育成したいと考えている。</p>
会 長	<p>具体的に、現在、県のコーディネーターとしては、どのようなバックグラウンドを持った人が、何人いるのか。</p>
事務局	<p>人数は1名、バックグラウンドは消費生活相談員で、現在、岡山大学の非常勤講師として教育にも携わり、国民生活センターの講師を務めるなど全国的にも活躍している。県内では、他に岡山市に消費者教育の推進役として教員OBが配置されているが、市町村ごとにコーディネーターを配置するのは難しい面があるので、消費生活相談員など</p>

	を研修で育成して連携を図っていきたい。
委員	質問の趣旨は、「これだけの施策を実施していく上で、県のコーディネーターが1人でいいのか。」ということだ。
事務局	県で2名を配置することは、財政的な面からも、なかなか難しい。当面は、現状の体制で、市町村等と効果的に連携して取り組んでいきたい。
委員	昨年、徳島県では全ての高校で「社会への扉」（国が高校生の消費者教育用に作成した副読本）を活用した授業を行っている。また、今年度、数県が同様に取り組んでいると聞いている。素案の目標は「実践的な消費者教育教材（「社会への扉」又は県の作成した「発達段階別消費者教育教材」・「障害のある人向けの消費者教育教材」）を活用した授業等を実施する高等学校等の割合」に関するものであるが、「平成31年度・32年度の2年間で県内全ての高校で実施する」とのと理解してよいか。
会長	県の目標の対象範囲は、県下の全ての高校なのか、私立は除くのかなど、具体的に説明してほしい。
事務局	目標の対象範囲だが、成年年齢の引下げに対応するために、実践的な消費者教育が重要ということについては、もちろん全ての高校生に共通であり、県として、こうした教材を活用した授業等の実施については、全ての高等学校等にしっかり働きかけていくこととしている。 ただ、私学については、その特性から、基本的に自主性を尊重すべきということがあるので、計画の目標設定の対象からは除いている。 また、特別支援学校については、個々の生徒の障害等の状態に応じた教育が基本で、特定の教材の活用を進めて行くことは難しいということを経済委員会にも確認しており、対象から除いている。
会長	授業等での教材の活用については、どのくらいの時間を想定しているのか。
事務局	教材を活用する場面としては、家庭科、公民科、ロングホームルームなど、いろいろな形態が考えられ、この点を含め、学校ごとの方針等があると思うので、活用の時間についても、県の方から「これだけの時間」ということを示すことはできないと考えている。 「社会への扉」については、副読本的なものなので、教科書の進行に合わせて活用されることになると考えている。また、県の教材の方は、アクティブラーニング教材として活用されるもので、これまでのモデル授業の状況等を見ると、一つの教材について、だいたい1時限でできている。
委員	相談員が、果たして全ての高等学校等に出向いて授業を行うことができるのか。相談員は、相談業務の他、高齢者等への講座も行っている中で、人数は足りるのか。
事務局	相談員が高校に出向くのではなく、各高校の教員に教材を活用して授業等を行ってもらおう。県は、教員を対象とした教材の活用に関する

	講座などで支援する。要請があれば、県から学校に出向いて授業等をサポートすることもできるが、基本的には教員が授業等を行う。
委員	若者のうち、大学生に対する消費者教育は、どう進めて行くのか。
事務局	現在も「消費者啓発セミナー」という出前講座の枠組みの中で、大学に対しても、講座を実施しているが、こうした機会を増やすとともに、各大学の学生支援部門との連携を深めて、大学生への消費者教育を進めて行く必要があると考えている。
委員	大学生を対象とした目標は設定しないのか。
事務局	大学生については、把握等の面でも難しいところがあるので、まずは、大学に入る前の高校生の段階で、しっかり押さえるということで考えている。
委員	私の大学では、入学時の1年生や卒業前の4年生を対象としたセミナーなどにおいて、年金事務所からの要請で、説明の機会を設けるなどしている。同じようなかたちで、大学に働き掛けてみたらいいのではないか。
事務局	御助言、ありがたい。
委員	素案27ページの「障害のある人向け消費者教育教材」のところで、聴覚障害のある人向けの教材について記述があるが、視覚障害のある人についても、点字にすれば対応できるので、すぐにでも取り組めばいいのではないか。
事務局	「障害のある人向け消費者教育教材」については、今年度は聴覚障害のある人向けに、来年度は視覚障害のある人向けに、特性に配慮した教材の開発と講座の実施等について取り組むこととしている。
委員	高齢者を対象とした地域の取組として、社協を中心に、民生委員などもかかわって、サロン活動や長寿大学などが行われているので、見守りネットワークづくりの取組において、これらと連携していけばいいのではないか。
事務局	素案の中の「見守りネットワークの枠組みを生かした見守る側・見守られる側双方への消費者教育」の部分が、今、御助言いただいた方向の内容であり、そうした見守る側が見守られる側をサポートしながら取り組む中で、その地域の活性化や消費者被害防止への対応力の向上が図られるものと考えている。
委員	中学校向けの教材は、中学校校長会総会の場で配布いただいたので、各校長も存在をよく認識し、学校全体で活用するためのよいきっかけになった。直接、学校に届いた場合は、たくさんの資料等に紛れてしまう。今回のように、紹介や周知は、場所や機会を捉えて、工夫して行っていただきたい。
委員	目標についてだが、「公立の高等学校等」の「等」に、私立高校も

	含まれていると思っていたが、含まれないと説明があった。高校の生徒の約3割は私立高校の生徒なので、それを除く目標では、100%といっても、実際は70%となってしまう。この件については、私学協会に相談はしているのか。
事務局	私学協会には相談に伺った。やはり「私学については、教育において、学校ごとの自主性がある。」ということで、そうしたことを踏まえて、県の目標としては「公立」ということにした。しかし、もちろん私学の生徒も同じ高校生として、消費者被害に遭わないようにすることが必要なので、これらの教材を活用した消費者教育をお願いする働きかけは、しっかり行っていく。今月末の私学の副校長会にも出席して働き掛ける予定である。
委員	今年3月に高等学校の学習指導要領が出て、平成34年度から完全実施だが、来年の4月から移行期間に入り、消費者教育については来年4月から、今年の入学生からやりなさいということに決まっている。家庭科の教科書の中にその部分があるので、私学も含め必ずやることになる。後は、その教材が使えるかどうかなので、いい教材を作っていたきたい。教科書は内容が古く、新しいものを使わないと授業にならないので、いい教材を作って授業で使えるようにしていただいたら、私学も当たり前を使うと思う。
事務局	教材自体は、既に各学校に配布させていただいている。
委員	世の中の動きは、どんどん変わっていくので、新しいものでないと消費者教育はできない。毎年更新しないと、時代遅れになってしまう。
事務局	県の教材については、汎用性のあるものを作っており、だましのテクニックなどの基本はほとんど変わらないので、この教材を有効に活用していただけると考えている。
会長	なかなか新しい情報の全てを網羅したものを作ることは難しいと思うので、その辺は、消費生活センターのホームページを充実させていただいて、学校の方も意識的にそこにアクセスし、情報を入手していただければと思う。 成年年齢の引下げへの対応については、高校生が中心ということにはなるが、中学生や小学生の頃から、こういうことには気を付けようということで、基本的なことを教育していくのがいいと思う。
委員	今年度、11月30日に、本県で家庭科の全国大会があり、平井小学校で、消費者教育の公開授業を実施することになっている。また、小学校での消費者教育については、夏に、全校から必ず参加する研修を行っている。 今年度、県から優れた教材を配布いただいて、各校での活用等を通じて、消費者教育の取組への機運が高まっているように感じている。
委員	幼児期においては、新しい教育要領の中でも「物を大切にできる態度を育てていくこと」が示されており、そうしたことが成長していく上

	<p>での基盤になると考えて、日々の生活の中で取り組んでいる。</p> <p>また、そうした心を育む上で、保護者の姿勢が大切であることから、幼稚園・保育所・子供園の保護者会などの機会でも、県の教材を活用したいと考えている。</p>
委員	<p>素案は、とても体系的で精緻にできており、基本計画としては、このようなものが必要であることは分かる。</p> <p>しかし、一般の県民が、これを読んで、十分に理解して、消費者被害の防止に生かせるレベルに到達できるのは簡単ではないように感じる。</p> <p>また、説明のあった「地域における消費者被害防止」において中心となる市町村の担当職員にとっても、この計画自体が、必ずしも、自らの取組や行動の指針として利用することが容易でない場合も想定される。</p> <p>そうしたことから、県民や市町村の職員にとっても分かりやすい、行動の座標軸となる普及版のようなものを期待したい。</p>
委員	<p>この計画にもあるように「食の安全の確保」は、とても重要であるが、報道等では、リスクの面だけが強調される傾向にある。それだけではなく、こうした調理をすれば安全に食べられるとか、食べ方などの点を含めた情報の提供が必要と考える。</p>
会長	<p>本日の議題は以上である。委員の皆さんの御協力ありがたい。</p>

#### 4 閉会（事務局）

本日の御意見は参考にさせていただく。12月中旬から1月中旬にかけてパブリック・コメントを行う。次回の懇談会は、1月31日の午後で調整中であるが、最終的な調整結果は改めてお知らせする。以上で閉会とする。